

2024年台風第10号により被災されたお客さまに対する  
電気料金等の特別措置について

2024年台風第10号により被災された皆さまには、心からお見舞い申し上げます。

当社では、このたびの台風により災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村において、住居等に被害を受けられたお客さまからお申し出があった場合に、電気料金等の特別措置を実施させていただきます。

**1. 特別措置の対象地域**

災害救助法が適用された地域

愛知県 蒲郡市

豊橋市、豊川市、新城市、田原市

静岡県（富士川以西）

静岡市、浜松市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、榛原郡吉田町、榛原郡川根本町、周智郡森町

**2. 特別措置の内容**

中部電力ミライズ株式会社が適用する内容と同様

**3. 特別措置の申込み方法**

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社窓口までご連絡ください。

**【法人のお客さま】**

丸紅新電力 業務企画部

TEL：03-3282-2350

（受付時間 月～金曜日：9:30～17:30 ※土曜日・日曜日・祝日等当社指定の休業日を除く）

**【個人のお客さま】**

丸紅新電力 カスタマーセンター

ナビダイヤル：0570-000-821 （ナビダイヤルをご使用になれない方：03-6703-8909）

（受付時間 月～金曜日：9:00～20:00 土曜日：9:00～17:00 ※日曜日・祝日等当社指定の休業日を除く）

【参考リンク】

中部電力ミライズ株式会社 プレスリリース

[2024年台風第10号の影響により被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置について | プレスリリース | 中部電力ミライズ \(chuden.co.jp\)](#)

なお、今後、災害救助法適用地域の追加があった場合は、同様の措置拡大を行わせていただきます。

※災害救助法適用地域および詳細、最新情報は内閣府のホームページにてご確認ください。

一日も早い復旧を、心よりお祈り申し上げます。